

埋設明示鉾の採用について（ご案内）

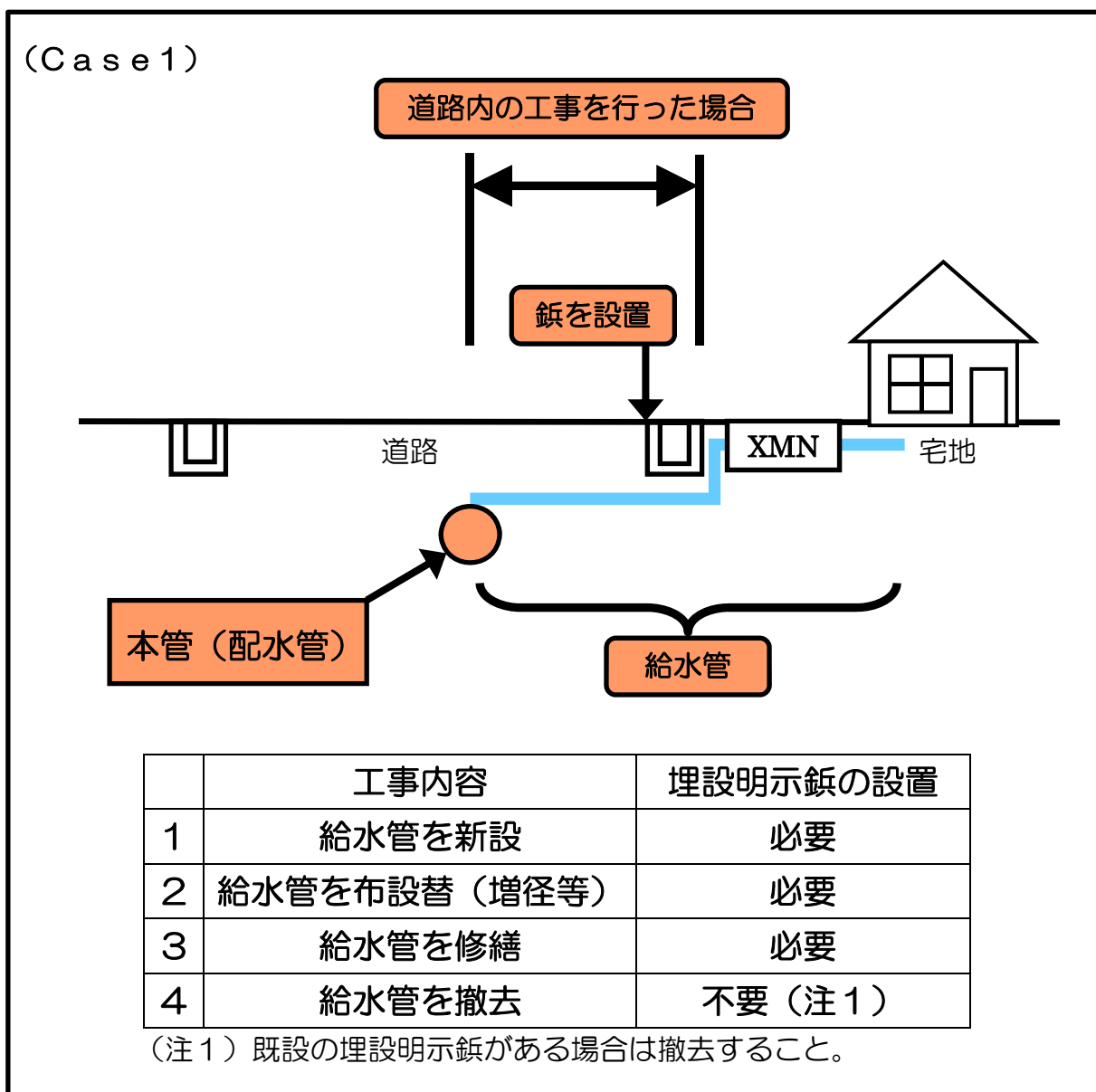
平成27年3月

平成27年4月1日から、給水管の引き込み位置を明示するために、埋設明示鉾を採用します。

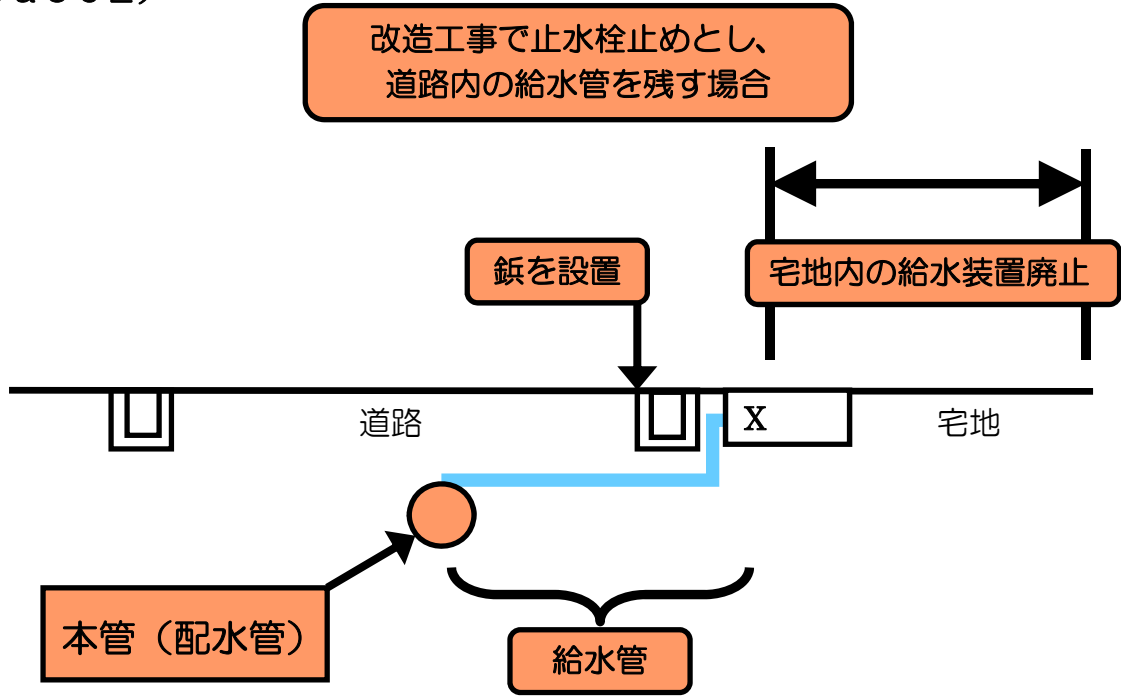
【対象となる工事】

（Case 1）配水管から分岐して官民境界までの給水管を新設、改造及び修繕するすべての給水装置工事

（Case 2）敷地内の給水装置を廃止して道路内の給水管を残す改造工事（止水栓止めとして給水装置を残す工事）



(Case 2)



	工事内容	埋設明示鉢の設置
1	改造工事（止水栓止め）	必要

【使用材料】

別紙1「明示鉢施工要領」をご覧ください。

【使用材料の調達】

指定給水装置工事事業者が調達するものとします。

【設置方法】

別紙1「明示鉢施工要領」をご覧ください。

【適用日】

平成27年4月1日以降の申込み（受付）からとします。

給水装置工事申込受付番号：第 H27 - * * * * 号から

◎詳細については、水道整備課給水係の窓口でご確認ください。